

## 平成24年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成24年5月16日（水曜日）午前9時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について  
日程第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について  
日程第 7 報告第 4号 専決処分した事件の承認について  
日程第 8 議案第25号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 9 議案第26号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第10 議案第27号 財産の取得について  
日程第11 議案第28号 財産の取得について  
日程第12 発議第 1号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議

### ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	川端達也君	税務財政課長	松田伸哉君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君

地域包括支援センター課長	齊 藤 健 治 君	水産商工観光課長	石 田 順 一 君
水産商工観光課長補佐	堺 昇 司 君	建設水道課長	高 橋 力 也 君
建設水道課長補佐	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社会教育課長	太 田 洋 二 君	郷土資料館長	涌 坂 周 一 君
診療所事務課長	対 馬 憲 仁 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺 澤 哲 也 君 次 長 米 屋 猛 君

---

午前9時00分 開会

---

### ◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

通常より早い時間の開会になりましたけれども、議員各位、理事者、そして、職員の皆さんには、早朝より御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成24年第2回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島譲二君及び4番高村和史君を指名します。

---

### ◎日程第2 会期決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、羅臼町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には、御多用中にもかかわらず、全員の御出席をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

本日の臨時会につきまして、この後、行政報告で申し述べますが、ロシアトロール船操業阻止の要請行動について急を要する状況と日程調整の都合から、議長にも御相談申し上げ、9時に招集させていただきましたことに、議員皆様の御理解を賜りましたことに感謝申し上げます次第でございます。ありがとうございました。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、ロシアトロール船の操業阻止に向けた要請行動についてであります。

ロシアトロール船による操業は、例年、11月から2月にかけて北方四島周辺の安全操業海域で行われておりましたが、ことしに入りまして、1月17日から5月6日現在まで、延べ57隻と、例年と異なる時期に操業しているのが確認されました。ロシアトロール船の操業は、前浜の資源の減少や漁具被害が発生しているため、これまでも機会あるごとに関係機関に要請行動をしてまいりました。特に昨年は、オール羅臼で関係機関に要請を行ったところでありますが、この時期のトロール船操業の確認から、羅臼漁協を通じ、早期の要請行動の相談もありましたことから、今回もオール羅臼で、即時操業停止に向け、本会議終了後、札幌で北海道庁、北海道水産会、17日には農水省、外務省、道内選出議員に対し要請をすることしております。

2件目は、新診療所の開設セレモニーの実施についてであります。

かねてより建設を進めてまいりました知床らうす国民健康保険診療所ではありますが、7月1日より、指定管理者社会医療法人孝仁会により診療を開始する運びとなりましたので、来る6月23日に開設セレモニーを実施することといたしました。新診療所の建設につきましては、この後、旧診療所の解体や駐車場などの外構整備を行い、10月末の完成予定であります。このたびのセレモニーは、特に、今日まで診療所の再生に御尽力をいただいた皆様と町内の関係者を中心に御案内申し上げ、実施する予定であります。正式な落成式は、すべての工事が終わった後の竣工時に、多くの皆様に御案内させていただき、御尽力いただいた関係者に感謝の意を表したいと考えております。なお、当日及び翌日の日曜日には町民の皆様への内覧会を予定しており、たくさんの方々に施設をごらんいただきたいと思っております。

3件目は、春の叙勲受章についてであります。

平成24年春の叙勲におきまして、元根室北部消防事務組合羅臼消防団副団長、岬町の

安澤康彦氏が瑞宝単光章を受章されました。安澤氏におかれましては、昭和40年に羅臼村消防団員に拝命以来、41年余の長きにわたり、地域住民の安全確保と防火思想の普及に努め、当町の防火体制の強化に尽力された功績が認められ、このたびの授章となったものであります。安澤氏の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

以上、3点の行政報告をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第2号専決処分した事件の承認について、また、この後、上程が予定されております報告第3号、第4号、専決処分した事件の承認についての2件、並びに、議案第25号、26号の条例の一部改正、さらには議案第10号、11号の財産の取得について、それぞれ副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成24年3月31日でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,006万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税107万9,000円を減額し、2,207万2,000円。2項自動車重量譲与税107万9,000円を減額し、1,592万円。

3款1項利子割交付金76万9,000円を減額し、239万2,000円。

6款1項地方消費税交付金278万8,000円を減額し、6,470万7,000円。

7款1項自動車取得税交付金138万円を減額し、372万1,000円。

8款1項地方特例交付金451万8,000円を追加し、872万7,000円。

9款1項地方交付税1億7,748万8,000円を追加し、20億8,100万8,000円。

10款1項交通安全対策特別交付金55万9,000円を減額し、この項、ゼロとなるものでございます。

11款分担金及び負担金64万7,000円を減額し、3,931万9,000円。1項分担金64万7,000円を減額し、315万1,000円。

13款国庫支出金972万4,000円を追加し、1億3,771万2,000円。2項国庫補助金972万4,000円を追加し、2,638万4,000円。

14款道支出金77万2,000円を減額し、3億1,649万2,000円。2項道補助金77万2,000円を減額し、2億3,663万3,000円。

16款1項寄附金209万4,000円を追加し、2,278万8,000円。

17款繰入金1項基金繰入金187万9,000円を減額し、2億8,834万4,000円。

歳入合計、1億8,395万1,000円を追加し、41億4,006万4,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費2億737万7,000円を追加し、7億7,088万2,000円。1項総務管理費2億910万1,000円を追加し、7億3,572万8,000円。7項防災費172万4,000円を減額し、915万8,000円。

3款民生費248万2,000円を減額し、6億4,893万2,000円。1項社会福祉費248万2,000円を減額し、5億3,796万3,000円。

4款衛生費1,151万3,000円を減額し、8億7,522万8,000円。1項保健衛生費442万2,000円を減額し、5億3,468万9,000円。3項清掃費709万1,000円を減額し、3億3,048万7,000円。

5款農林水産業費287万6,000円を減額し、5,183万4,000円。1項農業費71万6,000円を減額し、1,499万2,000円。3項水産業費216万円を減額し、3,512万8,000円。

6款1項商工費288万円を減額し、1億694万7,000円。

7款土木費114万6,000円を減額し、9,425万円。2項道路橋りょう費114万6,000円を減額し、9,259万6,000円。

8款教育費252万9,000円を減額し、2億5,552万8,000円。6項保健体育費252万9,000円を減額し、9,581万3,000円。

歳出合計、1億8,395万1,000円を追加し、41億4,006万4,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳入でございます。

2款地方譲与税2項1目自動車重量譲与税107万9,000円の減額でございます。

3款1項1目利子割交付金76万9,000円の減額でございます。

6款1項1目地方消費税交付金278万8,000円の減額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金138万円の減額でございます。

8款1項1目地方特例交付金451万8,000円の追加でございます。

9款1項1目地方交付税1億7,748万8,000円の追加でございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金55万9,000円の減額でございます。

ここまでにつきましては、国からの交付額の決定に伴う増減でございます。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金64万7,000円の減額につきましては、説明欄にありますとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

13款国庫支出金、8ページをお願いいたします。2項国庫補助金2目衛生費国庫補助金97万6,000円につきましても、事業の確定に伴う減でございます。3項土木費国庫補助金1,250万円につきましては、大雪による除排雪対策の特別交付がされたための追加でございます。4目教育費国庫補助金180万円の減額につきましては、補助不採択となったための減額でございます。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金39万5,000円の減額、3目衛生費道補助金30万8,000円の減額、4目農林水産業費道補助金6万9,000円の減額につきましては、それぞれ説明欄にありますとおり、事業の確定に伴う減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金267万4,000円の追加でございます。これにつきましては、善意による寄附をいただいたものでございまして、詳細につきましては歳出で説明をいたします。4目農林水産業費寄附金58万円につきましては、事業の確定に伴う減でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金187万9,000円の減額につきましては、事務処理に錯誤がございましたので、減じるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億910万1,000円の追加でございます。庁舎管理の警備委託につきましては、確定に伴う減でございます。積立金の財政調整基金、減債基金、文教施設整備基金、公共施設整備基金、これにつきましては、財政の安定化、今後の事業の推進を図るために積み立てを行っていくものでございます。社会福祉基金につきましては、利子の積み上げでございます。知床・羅臼まちづくり基金でございます。診療所の改築に6件247万5,000円、知床の保全保護に10万円、北方領土返還運動に10万円、合わせて267万4,000円の善意による寄附でございます。これに利子が8,000円積まれるものでございます。合わせて268万3,000円となりまして、先ほど歳入で御説明しました、事務処理上の錯誤187万9,000円を差し引いた80万4,000円を積み立てるものでございます。

7項防災費2目防災対策費172万4,000円の減額でございます。事業の確定に伴うものでございます。

3款民生費1項社会福祉費5目心身障害者医療費248万2,000円の減額でございます。確定に伴うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費5目乳幼児等医療費126万2,000円の減額につきましても、確定によるものでございます。6目合併処理浄化槽普及費316万円の減額でございます。これにつきましても、事業の確定に伴う減でございます。3項清掃費1目清掃総務費709万1,000円の減額でございます。それぞれ説明欄にありますとおり、根室北部衛生組合確定に伴う減、根室北部廃棄物処理広域連合の負担金確定に伴う減、一般廃棄物の運搬委託、生ごみ処理事業、それぞれ23年度の事業確定に伴う減でございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費71万6,000円の減につきましても、草地整備事業の確定に伴うものでございます。3項水産業費2目水産業振興費100万円の減につきましても、事業の減に伴うものでございます。漁協で実施される磯焼け対策補助事業、今年度中止に伴うものでございます。3目漁港の管理費116万円の減につきましても、事業の確定に伴うものでございます。

6款1項商工費2目商工振興費228万円の減額につきましては、それぞれ、今般、利子補給等の新規借入れが減になったための事業確定に伴うものでございます。3目観光費60万円の減につきましても、事業の確定に伴う減でございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費114万6,000円につきましては、除雪費の確定に伴う減でございます。8項教育費2項小学校費2目教育振興費、3項中学校費2目教育振興費、それぞれ、この項につきましては、理科備品の補助不採択になったため、財源内訳の調整を行うものでございます。6項保健体育費4目総合グラウンド管理費116万5,000円の減額につきましては、事業の確定に伴うものでございます。5目温水プール管理費136万4,000円の減につきましても、事業の関連に伴う減でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

### ◎日程第6 報告第3号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第3号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 18ページをお願いします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

19ページです。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決月日は、平成24年3月31日です。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,009万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

21ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金647万円を追加し、3億2,547万8,000円、2項国庫補助金647万円を追加し、3億3,233万6,000円。

8款財産収入1項財産運用収入2,000円を追加し、6,000円。

歳入合計、647万2,000円を追加し、11億7,009万2,000円。

歳出です。

1款総務費1,000円を追加し、3,095万2,000円、1項総務管理費2,000円を追加し、2,545万1,000円。

10款諸支出金647万円を追加し、1,396万1,000円、3項繰出金647万円を追加し、647万円。

歳出合計、647万2,000円を追加し、11億7,009万2,000円となるものです。

23ページ、事項別明細書です。

歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金647万円を追加するものです。特別調整交付金で僻地直営診療所の運営費分でございます。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金2,000円の追加でございます。財政調整基金の利子でございます。

歳入合計、647万2,000円を追加し、11億7,009万2,000円でございます。

25ページ、歳出です。

1款総務費2項総務管理費1目一般管理費、2,000円の追加です。利子を国民健康保険財政調整基金に積み立てをするものでございます。

10款諸支出金2項繰出金1目繰出金647万円の追加です。歳入の特別調整交付金を知床らうす国保診療所へ繰り出すものでございます。

これにより、歳出合計647万2,000円を追加し、11億7,009万2,000円となるものでございます。

なお、専決処分した本予算につきましては、5月14日に開催されました第2回国保運営協議会に報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

◎日程第7 報告第4号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第4号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 27ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

28ページです。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成24年3月31日でございます。

29ページです。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,567万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,758万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款診療収入 1 項外来収入 1,634 万円を減額し、1 億 889 万 7,000 円。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 647 万円を追加し、4 億 2,349 万 2,000 円。

8 款 1 項町債 580 万円を減額し、3 億 6,420 万円。

歳入合計、1,567 万円を減額し、9 億 6,758 万 3,000 円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1,153 万円を減額し、7 億 6,275 万 9,000 円。

2 款 1 項医業費 414 万円を減額し、8,072 万 9,000 円。

歳出合計、1,567 万円を減額し、9 億 6,758 万 3,000 円。

32 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。変更です。

1 款総務費 1 項総務管理費、医師住宅新築事業、補正後の金額を 5,662 万 5,000 円とするものでございますが、繰越額の確定によるものでございます。

第 3 表、地方債補正でございます。変更です。

起債の目的、医師住宅新築事業債、過疎対策事業債でございます。起債の補正後の限度額を 7,030 万円とするものでございますが、借入額の額の確定によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

33 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入です。

1 款診療収入 1 項 1 目外来収入から 1,634 万円を減額するものでございます。内容につきましては、外来患者数の減少などにより診療収入現年度分を減額するものでございます。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 2 目国民健康保険事業特別会計繰入金に 647 万円を追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険事業において特別調整交付金が認められたことから、特別調整交付金僻地診療所分を追加するものでございます。

8 款 1 項町債 1 目診療所事業債から 580 万円を減額するものでございます。内容につきましては、医師住宅新築事業債の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳入です。35 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費から 675 万 1,000 円を減額するものでございます。内容につきましては、診療所施設管理運営に要する経費のうち、派遣医師の減少に伴い、旅費から 157 万 8,000 円、外来患者数の減少や診療所の一部改定に伴い、需用費から 350 万円、委託料につきましては、執行残 167 万 3,000 円をそれぞれ減額するものでございます。3 目医師住宅建設費から 477 万 9,000 円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定に伴い、医師住宅新築事業に要する経費から 477 万 9,000 円を減額するものでございます。

2款1項医業費1目医薬品衛生材料費から341万6,000円を減額するものでございます。内容につきましては、外来患者数の減少や派遣医師の減少に伴いまして、医薬材料費から341万6,000円、医療業務に要する経費の派遣医師賃金から72万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、5月14日開催の第2回国保運営協議会に報告し、承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第8 議案第25号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第25号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（松田伸哉君） 議案の39ページをお願いいたします。

議案第25号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

40ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

ここで、改正理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、ことし3月31日に交付されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律に伴い、羅臼町町税条例の関連する条文等の整理、改正をさせていただくものでございます。

改正文は40ページから45ページまでとなりますため、別冊の羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料にて改正要旨を説明させていただきたく、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

別冊資料の1ページをお願いいたします。

1点目、町民税の申告、第36条の2でございます。公的年金所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものがございます。この改正は、平成26年1月1日から施行し、平成26年度からの個人町民税により適用するものがございます。なお、この後説明させていただきます2点目から4点目につきましては、現在、当町に該当はございませんが、条例文整理のため、改正をお願いするものがございます。

2点目、固定資産税の課税標準の特例措置、附則第10条の2を追加するものがございます。地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入され、対象となる施設の固定資産税の特例措置を、従前の法に定める率を参酌して設定するものがございます。一つ目は、下水道除害施設に係る課税標準の特例で、参酌といたしまして、改正前の4分の3を継続するものがございます。二つ目は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例で、参酌といたしまして、改正前の3分の2を継続するものがございます。この二つの改正は、平成25年度から適用するものがございます。

3点目、宅地等に係る固定資産税の特例、附則第12条第2項でございます。固定資産税の平成24年度評価がえに伴います負担調整措置の延長と廃止でありまして、固定資産税の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを平成24年度から26年度まで延長するものがございますが、住宅用地に係る措置特例につきましては、平成25年度までは負担水準90%以上の住宅用地を対象に経過措置を講じ、平成26年度に廃止するものがございます。この改正は、平成24年度から適用するものがございます。

4点目、特定移行一般社団法人等に係る固定資産税等の特例、附則第21条の2を追加するものがございます。特定移行一般社団法人等が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税等の非課税措置を追加するものがございます。この改正は、平成24年度から適用するものがございます。

この後説明させていただきます、5点目、6点目につきましては、現時点で当町に対象となる方はおりませんが、転入された場合を想定いたしまして条例整備をさせていただくものがございます。

5点目、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、附則第22条の2を追加するものがございます。東日本大震災により住宅用家屋が滅失し、その家屋の敷地としていた土地等を譲渡した場合の譲渡所得につきまして、譲渡所得の課税の特例措置を受ける期間が、租税特別措置法で定める3年から7年に延長されるものであります。この改正は、平成24年度から適用するものがございます。

6点目、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、附則第23条第2項を追加するものがございます。東日本大震災により、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた家屋が居住することができなくなった場合であっても、控除対象期間の残存期間について引き続き適用されることであったことに加え、新たに居住する家屋

を取得または増改築をした場合にあっては、重複して同控除が適用されるものでございます。この改正は、平成24年度から適用するものでございます。

2ページをお願いいたします。

7点目から12点目までの各条文でございますが、これらはすべて引用する法令の改正に伴いまして、条文内の適用条項等を変更するものでございます。内容の変更はございません。

3ページをお願いいたします。

13点目から17点目までの各条文でございますが、これらは23年度まで適用されていた特例を引き続き適用するために、適用年度の延長をするものでございます。内容の変更はございません。

以上が、今回の改正要旨でございます。

附則でございます。この条例は、交付の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。ただし、第36条の2、第1項ただし書きの部分につきましては、平成26年1月1日から施行するものでありまして、また、附則第10条の2につきましては、平成24年4月1日以降取得された施設に対しまして課すべき平成25年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。また、参考資料の1ページから12ページ、資料1に新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

以上、改正要旨を申し上げまして、改正条項の説明にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号町税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第25号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第26号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第26号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 46 ページ、議案第26号です。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15号、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。

改正の内容につきましては、地方税法の一部改正に伴う東日本大震災の被災者への軽減措置であります。震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長するという内容でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

なお、この条例につきましては、5月14日開催の第2回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいていることを申し添えます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号国保税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第26号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第27号 財産の取得について

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第27号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 48ページをお願いいたします。

議案第 27 号財産の取得についてでございます。

次の物件を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

1、取得物件は、超音波診断装置 1 式でございます。

2、取得の目的は、診療所における超音波検査のためでございます。

3、取得価格は、934万5,000円でございます。

4、契約の相手方は、釧路市愛国 191 番 5718、株式会社ノバメディカル釧路営業所所長 柏木政彦でございます。

超音波診断装置の概要につきまして説明をさせていただきますので、参考資料の 13 ページをお願いいたします。

資料の下段左側の超音波診断装置につきましては、超音波を体に当て、それが臓器や組織にぶつかってはね返ってくる信号を受信し、臓器などの様子を映像化するものでございます。超音波診断装置の大きな特徴としましては、リアルタイムに動いている内臓や組織を見ることができるところがありますが、それに加えて、装置そのものも小型で、大がかりな検査準備も必要がないほか、放射線を使わないため体への負担が少ないこともメリットの一つとなっております。また、超音波診断装置により映像化された電子データにつきましては、医療情報システムと連携し、患者情報としてネットワークの中で一元管理をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 27 号財産の取得は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 10 議案第 27 号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 11 議案第 28 号 財産の取得について

---

○議長（村山修一君） 日程第 11 議案第 28 号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第28号財産の取得についてでございます。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

1、取得物件は、透析装置1式でございます。

2、取得の目的は、診療所における透析治療のためでございます。

3、取得価格は、2,782万5,000円でございます。

4、契約の相手方は、釧路市愛国191番5718、株式会社ノバメディカル釧路営業所所長柏木政彦でございます。

透析治療の概要につきまして説明をさせていただきますので、参考資料の13ページをお願いいたします。

肝臓の働きが一定以下になりますと、血液のろ過が十分に行えず、水分や老廃物のコントロールができなくなってまいります。そのような場合に、人工的に血液の浄化を行うのが透析療法でございます。透析治療は、血液透析機を通して血液を体内から取り出し、血液中の老廃物や余分な水分を取り去り、浄化された血液を体内に戻すものでございます。血液透析は、1回当たり4時間から5時間の治療を週3回から4回程度行うこととなります。

資料の上段左の精製水製造装置は、水道水中に含まれる不純物の除去を逆浸透法により行い、純度及び清浄度の高い水を精製する装置でございます。上段真ん中の個人用透析装置は、透析用監視装置の機能に加え、透析液の調整機能など、一人の患者の透析を行うのに必要な機能を備えた装置でございます。上段右の人工透析管理システムにつきましては、透析装置、体重計、自動血圧計などの各種装置との接続を行い、データを自動収集、監視を行うとともに、医療情報システムと連携し、患者情報としてネットワークの中で一元管理するものでございます。

なお、透析治療につきましては、旧診療所が解体された後に予定をしております、浄化装置の設置が完了する9月をめどに開始する準備を現在進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号財産の取得は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第28号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 発議第1号 議会改革推進特別委員会設置に関する決議

---

○議長（村山修一君） 日程第12 発議第1号 議会改革推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第1号議会改革推進特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則13条の規定により、提出します。

平成24年5月16日、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。

賛成者、羅臼町議会議員高村和史、同じく坂本志郎、同じく湊屋稔。

議会改革推進特別委員会に関する決議。

次のとおり、議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、議会改革推進特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、議会改革に関する調査、検討。
- 4、委員の定数、9名（議長を除く）。

提出の理由。

議会は、議員による討論の場であり、自由闊達な議論を通じ、町政における課題、論点、争点を町民に明確にする責務がある。しかし、現在の議会は受け身で、政策の問題点を明らかにする議論が少なく、政策提案も少ない。地方分権が進む中で、議会がその機能を十分に発揮し町民の負託にこたえるため、議会の活性化を図る必要があり、このたび、議会改革推進特別委員会を設置するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12 発議第1号議会改革推進特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、議会改革推進特別委員会の設置が決定されました。委員の構成については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。委員の方は、議員控え室にお集まりください。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午前 9時56分 休憩

---

午前10時00分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

議会改革推進特別委員会委員長に小野哲也君、副委員長に佐藤晶君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

議会改革推進特別委員会委員長、小野哲也君。

○議会改革推進特別委員会委員長(小野哲也君) 議会改革推進特別委員会委員長に命ぜられました小野です、よろしくお願いいたします。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会は、今後、調査、検討等に相当時間を要することから、調査、検討終了までの間、閉会中の継続審議の決議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(村山修一君) お諮りします。

ただいま、議会改革推進特別委員会委員長から、閉会中の継続審議の議決の申し出がありました。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関する調査、検討は、議会改革推進特別委員会に付託し、調査、検討終了までの間、閉会中の継続審議とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。  
ありがとうございました。

午前10時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員